

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

平成 19 年（ネ）第 1 8 5 号損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号損害賠償等請求事件）

準備書面（3）

甲 2 4 号証の個別映像・音声についての証拠説明書

控訴人（一審原告） 戸崎 貴裕

被控訴人（一審被告） **（被控訴人 A 氏名）** 外 2 名

東京高等裁判所民事 1 9 部 御中

平成 19 年 2 月 20 日

控 訴 人 戸崎 貴裕 ⑧

- 1 平成 19 年 2 月 5 日に提出しました甲 24 号証につき，裁判所より，同甲号証の個々の映像・音声等につき証拠説明書を提出するよう要請をいただきましたので，本書面にて同趣旨の証拠説明をさせていただきます。
- 2 本書面 2 頁以降では，映像単位で番号を振り，甲 24 号証を再生した際のカウンター時間（映像再生の経過時間であり該当映像の開始位置時間。）を明記したうえで，個々の映像・音声の証拠説明をいたします。VHS 版で再生した場合のカウンター値は機種により 1，2 秒手前になります。
- 3 甲 24 号証の立証趣旨等は，平成 19 年 2 月 5 日提出の証拠説明書及び控訴審準備書面(2)にて述べたとおりです。
- 4 甲 24 号証は DVD 媒体で提出いたしましたが，裁判所にて再生できる媒体が VHS ビデオテープであることから，本書面提出と同日に，甲 24 号証と同じ内容の映像及び音声を，裁判所に対し，VHS ビデオテープとして提出させていただきます。VHS 版では，上下左右の映像が途切れている部分がございますが，立証趣旨に照らし問題は無いと考えます。

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

映像 番号	開始カウン ター時間 (HH:MM:SS)	映像・音声等の証拠説明
1	00:00:02	表題です。「平成 19 年（ネ）第 185 号損害賠償等控訴事件甲 24 号証」と表示しています。
2	00:00:11	解説文字です。「訴外生活妨害行為等一部映像及び音声」と表示しています。
3	00:00:17	解説文字です。「平成 17 年 1 月以降，不特定多数の人々により以下のような生活妨害等不可解な行為が行われ続けました。」と表示しています。
4	00:00:26	解説文字です。「以降に示す映像は平成 17 年 2 月以降控訴人が撮影したものです。」と表示しています。
5	00:00:34	表題です。「第 1 騒音・迷惑音発生行為」と表示しています。
6	00:00:38	説明用映像です。平成 11 年 11 月より控訴人が住んでいるマンションの外観を撮影した映像です。00:00:45 より，同映像上に矢印で控訴人の部屋の位置を示しています。解説文字として「控訴人の住むマンション」及び矢印とともに「控訴人の部屋は 2 階向かって右側」と表示しています。
7	00:00:57	控訴人がシャワー浴後，ドライヤーを使用して頭髪を乾かしている時，窓を叩く音（00:01:08～）及びベランダ（上記 6 の映像を映している側にベランダがあります。）の洗濯機を叩く音（00:01:16～）を収めた映像です。平成 17 年 1 月より，このように窓や壁等

		を叩く音を発生させる行為が毎日頻繁に行われました。平成 11 年の入居以来行われなかった行為です。
8	00:01:23	控訴人の住居マンション前の路上で意図不明な主張を大声で怒鳴り散らす人物が現れたときの映像です。「法じゃねえんだよ人の道なんだよバカヤロウ!」、「関係ねえんだよ! 田舎だろうがよ!」、「人の道なんだよバカヤロウ! 気が済んだじゃねえんだよバカヤロウ!」、「覚悟は出来てんだぞ!」等と怒鳴り散らしています。この時は警察に通報して対処いただきました。特に平成 17 年 1 月当初には、マンション前で夜中に喧嘩をする声や騒ぐ声が頻繁に発生していました。控訴人の住むマンション前は閑静な住宅街であり、周囲に飲食店なども無く、警察寮も存在し、また人通りも少なく、平成 11 年の入居以来このような騒ぎを起こす人物など現れたことはありませんでした。解説文字として「22:30 頃マンション前で意図不明な威嚇をする人物」と表示しています。
9	00:02:19	グラインダー（円盤状の刃を回転させて金属などを切断する電動工具。）の騒音を収めた 2 つの映像です。控訴人の部屋のベランダの真下でのグラインダーによる騒音（00:02:19～）、及び、向かいの建物の車庫内でのグラインダーによる騒音（00:02:36～）が収められています。平成 11 年の入居以来このような騒音は発生していませんでした。
10	00:02:46	控訴人の住むマンションの向かいの建物の車庫内

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		よりの騒音を収めた映像です。大型のスコップのようなものを金槌で叩き続けています。
1 1	00:02:55	控訴人の住居マンション前での騒音を収めた映像です。騒音の発生元は不明です。音としては上記 10 のグラインダーの音に似ています。
1 2	00:03:01	控訴人の住居の入り口のドアから収めた騒音の映像です。騒音の発生元は不明です。音としては上記 10 のグラインダーの音に似ています。
1 3	00:03:15	控訴人の住居の入り口のドア前で収めたマンション内の騒音の映像です。原審準備書面（1）で述べた女性 A との交際以降、10 代（学生服を着た人々）から 30 代と見られる見知らぬ複数の人物がマンションに出入りし、夜中から明け方まで宴会のような騒ぎをしたり叫び声をあげたり壁を叩いたりすることが頻繁にありました。本映像には騒ぎ声、叫び声等が収められています。同時に壁を叩く音も収められています（00:05:20）。カウンター時間で 00:06:01 まで、深夜の騒音が収められています。解説文字として「マンションには見知らぬ人々が入りし深夜から明け方までの騒ぎが頻繁にありました。本映像は深夜 1:00 以降控訴人の部屋で撮影。」と表示しています。
1 4	00:06:02	控訴人の住居内で撮影した、天井や壁を叩く音が収められています。解説文字として「その他にも、天井や壁を叩く行為が毎日行われていました。」と表示しています。

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

15	00:06:27	上記14と同じく、壁を叩く音が収められています。
16	00:06:35	上記14と同じく、壁を叩く音が収められています。
17	00:06:43	解説文字です。「頻度が低ければ偶然で片付けますが、騒音・不快音発生行為は毎日執拗に行われていました。」と表示しています。
18	00:06:51	表題です。「第2 住居侵入及び車両侵入によるまたは住環境に対する意味不明な行為。」と表示しています。
19	00:06:59	平成17年3月10日頃、帰宅時に冷蔵庫に未開封で保管していた牛乳パック4本が全て空けられているのを発見し、後日その状態を撮影した映像です。この牛乳パックは現在もそのまま保管してあります。
20	00:07:07	平成17年1月以降、帰宅時に、ブレーカーの一部が落とされブレーカーカバーが外されるなどしているのを何度か発見していましたが、その状態を平成17年2月27日、同年3月13日、同月19日、同月20日、同月21日、同月23日、同月24日、同月25日、及び同月28日に写真に収めた映像です。落とされた部分やはずされたカバーを矢印で示しています。
21	00:07:57	上記19及び20と同様に、帰宅時に、控訴人所有のかばんが上から踏み潰されたように変形した状態になっていたのを発見し、後日撮影した映像です。解説文字として「帰宅後、控訴人のバッグが上から踏み潰されたように変形していました。」と表示しています。 このほかにも帰宅時に発見したものは多く、水洗ト

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		<p>イレのタンク横についている元栓が閉められていて水が流れなかったり、液体洗剤の蓋が開けられて洗剤の匂いが部屋に充満していたり、衣服に穴が開いていたり、洗濯用物干し用具が移動していたり、時計の表示が変更されていたり、音楽 CD の場所が変えられていたり、さまざまな行為が行われていました。</p>
2 2	00:08:03	<p>住居侵入の痕跡が頻繁に残されるようになり、控訴人は毎日、外出前に部屋の状態を映像に記録していたのですが、本映像は、同記録映像の 1 つです。上記 20 で示したブレーカーの状態なども記録して外出しています。解説文字として「尚、控訴人はこのように部屋の状態を撮影し外出しましたが、さまざまな侵入痕跡が残され続けました。」と表示しています。</p>
2 3	00:08:41	<p>解説文字です。「控訴人所有の車両に対しても、侵入やいたずらが行われ続けました。」と表示しています。</p>
2 4	00:08:46	<p>控訴人所有の車両をマンション前の時間貸し駐車場に駐車し、施錠し、一旦荷物を置くためマンションに戻り、その後車両に戻った時、車両内にゴミが撒かれているのを発見し、写真に収めたものです。解説文字として「施錠していた車内にゴミが散乱していました。」と表示しています。</p>
2 5	00:08:51	<p>上記 24 と同様に、施錠していた控訴人所有車両内のゴミ箱等が車内に散乱させられていたのを発見し、写真に収めたものです。また、写真中央上部、アルミ</p>

		<p>材の丸い穴の内部には乾電池がありますが、ここに乾電池を放置する行為も何度か行われました。知らずに運転すると、運転時にカタカタとうるさい音が発生します。解説文字として「施錠していた車内のゴミ箱が荒らされました。」と表示しています。</p>
26	00:08:56	<p>控訴人所有車両の運転席ドア側コンソール部分の写真です。施錠していたにもかかわらず、車の内側に、その前に車を離れた時には無かった泥などが付着していることが多くありました。本映像では汚された部分を矢印で示しています。解説文字として「施錠していた車内が汚されていました。」と表示しています。</p>
27	00:09:00	<p>車両侵入痕跡とともに、2、3日の放置でもバッテリーが頻繁に上がる現象が延々と続き、控訴人の車両を購入したディーラーで漏電やバッテリーの検査を行っても全く問題が無く原因不明であったため、頻繁であった車両侵入痕跡に照らし、これが人為的ないたずらである可能性を考慮し、また、その他いたずらを防止するため、ライトが点かないようヒューズを外しておく措置を取っていました。ところが、次回にもバッテリーは上がっており、ヒューズの位置が変えられ、エンジン始動後にはライトが点灯するようになっていました。そのときに撮影した映像が本映像です。話しているのは控訴人とJAFの隊員の方です。</p>
28	00:09:48	<p>車両侵入の痕跡が頻繁に残されるようになり、控訴人は毎回施錠状態を映像に記録していたのですが、本</p>

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		映像は、同映像記録の1つです。解説文字として「尚、控訴人はこのようにドアロックを撮影し車を離れましたが、さまざまな侵入痕跡が残され続けました。」と表示しています。
29	00:09:58	控訴人は22の映像とともに、外出する際に極力映像を残すようにしていました。本映像は、外出の際にマンション入り口にあるポストを確認し、郵便物がぐちゃぐちゃに折れ曲がっているのを発見したときの映像です。これが配達時に行われたのか配達後に第三者によって行われたのかは不明ですが、当時、郵便配達員が自転車で後ろから控訴人に追突し、その後一目散に逃げ去るなどの行為も行われていましたので（郵便配達員が逃げ去る際の映像が別途あります。）、郵便配達員が行った可能性も考えられます。
30	00:10:26	控訴人の住むマンションは、入り口に入居者分のポストがあるのですが、当時郵便物が控訴人のポストの下のポストからはみ出ており控訴人のポストの扉の開け閉めがしづらくなっているという状態が数ヶ月続くということがありました。その状態を撮影し説明を行っている映像です。
31	00:10:35	上記30と同趣旨の映像です。
32	00:10:53	上記30と同趣旨の映像です。
33	00:11:06	当時、控訴人のポストのみ、部屋番号の表示札を支えるプラスチックが割れてるのを発見しました。そのためテープで固定していたのですが、その状況を撮影

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		し説明を行っている映像です。
3 4	00:11:24	上記 30 と同趣旨の状態を撮影した写真を示し、控訴人のポストの位置と邪魔な郵便物の位置を矢印で示した映像です。
3 5	00:11:29	上記 34 と同趣旨の写真です。
3 6	00:11:35	平成 11 年の入居以来行われたことはなかったのですが、訴外生活妨害行為等が行われるようになって以来、マンションの階段が水浸しになっていることが何度かありました。本映像は、通勤時に部屋を出た直後、水浸しになっている階段を撮影したものです。靴の中に水が浸入する程度の水溜りが出来ていることが確認できます。また、滑りやすいので非常に危険です。解説文字として「朝の通勤時、階段が水浸し。」と表示しています。
3 7	00:11:52	上記 3 6 と同じくマンションの階段の映像ですが、ワックスと思われる固形の油のようなものが浮いている状態を撮影した映像です。匂いは記録できませんが、匂いはワックスでした。滑りやすいので非常に危険です。 解説文字として「朝の通勤時、階段に固形ワックスの浮いた状態。」と表示しています。
3 8	00:12:10 00:12:33 00:12:45 00:13:00	控訴人の住むマンションの階段には、階毎に蛍光灯が設置されています。平成 11 年の入居以来無かったことですが、当時、控訴人の部屋の前の蛍光灯のみが切れ掛かってちかちかしていたり、切れて点かなくな

	00:13:12 00:13:28	<p>っていたりということが頻繁に起こりはじめたため、おかしいと思い記録をはじめました。その様子の複数回の映像記録です。上階及び下階の蛍光灯は正常に点灯しているのが確認できます。</p> <p>解説文字として「控訴人の部屋の前のみ、蛍光灯が切れかかっていたり切れていたということが多くありました。」と表示しています。</p>
39	00:13:50	<p>控訴人とマンションの大家との会話を撮影した映像です。解説文字として「尚、これらの行為が行われ始める前にマンション賃貸契約が不動産屋を通さない直接契約となっており、」と表示しています。同大家が不動産屋を通さなくなった理由を不動産屋と喧嘩したからであると述べています。</p>
40	00:14:00	<p>控訴人の住むマンションは入り口がオートロック（ドアを閉めると自動的に施錠され、入居者は開錠に鍵を使用します。）ですが、訴外生活妨害行為等が行われ始めた当時はこのオートロックが機能せず、自動的に施錠のなされない状態が続いていました。これも入居以来無かった事です。同記録は複数日分残っています。本映像は、マンション入り口のドアを開け、閉まったところで自動的に施錠のされない状態を記録した映像です。確認しているのは控訴人の知人です。当時大家に聞いたところ、調子が悪いとの答えが返ってくるのみで修理などの対応はなされませんでした。</p> <p>解説文字として「これら行為の集中的に行われた期</p>

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		間には入り口のオートロックが動作しないまま放置されており,」と表示しています。
4 1	00:14:16	上記 3 4 及び 3 5 で示した控訴人の住むマンション入り口にあるポストの上に, 部屋の鍵と思われる鍵が無造作に置かれている状態を撮影した写真です。この鍵の放置は何度か行われており, 鍵に部屋番号の札がついていたこともありました。
4 2	00:14:21 00:14:26 00:14:31	当時, 控訴人の住むマンションの入り口に「組長」と書かれた札が掲げられており (00:14:31 からの映像。), その後近所でも見られるようになったため (00:14:21 及び 00:14:26 の写真。) その様子を撮影したものです。解説文字として「また同時期, 『組長』という札が近所に見られ, 自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます (00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面 (1) で述べたように, 訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。
4 3	00:14:38	表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為, 迷惑行為, 及びつきまとい。」と表示しています。
4 4	00:14:43	解説文字です。「例えば, 通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。
4 5	00:14:50	住居付近の路上で, 通りすがり自転車に乗った男性

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		が控訴人の真横で意味不明なわめき声を上げて通り過ぎる映像です。
4 6	00:14:54	解説文字です。「例えば、控訴人の通り道に傘を広げたまま放置する人物。」と表示しています。
4 7	00:14:59	控訴人が品川駅に向かう途中、毎回通る階段の中央に傘を広げたまま放置して携帯電話をかけている男性の映像です。控訴人が階段を上ろうとすると男性は黙って傘を移動させます。このように進路を邪魔するような行為は頻繁に行われましたが、このような人物は話しかけても話そうとはせず、目を合わせようとしません。また、毎回違う人物ですので、注意をすることも難しくなります。
4 8	00:15:11	解説文字です。「行く先々で、障害者風の人物や意味不明な言動をする人物が、タイミングよくかつ多く現れました。」と表示しています。
4 9	00:15:17	住居から駅に向かう道で現れた、手足や首をばらばらに動かしながら奇妙な歩き方をする男性の映像です。
5 0	00:15:22	上記 4 9 と同じく住居から駅に向かう道で、控訴人の前を通過し、手足や首をばらばらに動かしながら奇妙な歩き方をする男性の映像です。
5 1	00:15:38	最寄り駅前から自宅に帰る途中に現れた、自転車に乗り大声で歌を歌いながら通り過ぎる男性の映像です。周囲の女性が驚いている様子も窺えます。
5 2	00:15:58	通勤途中で現れた、上記 4 9 及び 5 0 と同様の歩き

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		方をする人物です。
5 3	00:16:04	控訴人の借りていた月極駐車場の前に現れた男性の映像です。最初は動かずじっとしていますが、控訴人が近づくと奇妙な動作を始める様子が映っています。
5 4	00:17:08	電車の中、控訴人のほうを何度も向きながら障害者風の動作を繰り返す人物です。訴外生活妨害行為等の行われ始めた当初は偶然と思いきにはしていませんでしたが、電車に乗るとこのような人物が毎回のよう に別の車両から現れ、控訴人の前でとまり奇妙な動作を繰り返したりわめきだしたりということがありましたのでこのような人物の撮影も開始しました。
5 5	00:18:02	待ち合わせ場所の駅で控訴人の隣に現れた障害者風の動作を繰り返す人物です。当初は改札前で隣に現れなにやらわめいていましたが、次に、控訴人が待ち合わせのために立っていた場所の隣の券売機に現れ映像に収められた行為を行いました。
5 6	00:18:22	解説文字です。「全くの見知らぬ人々が不自然に現れ、同じ仕草を執拗に行っていました。」と表示しています。
5 7	00:18:30	解説文字です。「その一例として、郵便局に現れ、『頭がおかしい』という仕草をする人物。」と表示しています。
5 8	00:18:37	控訴人が住居付近の荏原郵便局に訪れた際の映像です。甲 24 号証の別の映像にもありますが、控訴人

		<p>が立ち寄る場所にはただふらふらと周囲に現れては控訴人に向かって頭を掻いたり鼻をつまんだり口に手を当てたりと顔周辺をいじる仕草をし、つきまとうような行動や進路を邪魔するような行動をする人物が毎日現れていました。本映像では、カーキ色の帽子をかぶり、赤色チェックのシャツと濃いグレーのズボンを着た男性が、何をするでもなくふらふらと控訴人の近くに現れたため、同男性に控訴人が近づいていくと、同男性は何もせずに郵便局から出て行き、郵便局を出る際に、一般的に「頭がおかしい」を意味する仕草、すなわち、頭の上を指差しその指を回転させる仕草をしている様子が映っています。</p>
59	00:19:09	<p>解説文字です。「『頭がおかしい』という仕草の部分を繰り返してみます」と表示しています。</p>
60	00:19:15	<p>上記 58 で説明した映像で、同男性が一般的に「頭がおかしい」を意味する仕草をする映像部分を4回繰り返した映像になります。</p>
61	00:19:20	<p>解説文字です。「また、日に何度も毎日執拗に続けられて気がつく事ですが、周囲に現れる人物が似たように顔をいじる仕草をしました。」と表示しています。</p>
62	00:19:28	<p>控訴人が住居付近の喫茶店を訪れた際の映像です。明るいグレーの上着を着た男性が、控訴人のほうを一瞥した後、顔全体を拭くような仕草をした後になにか驚いたようなまたはおどけたような表情をする一連の仕草を収めた映像です。</p>

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

6 3	00:19:37	通勤経路の駅のホームでの映像です。控訴人の目の前に立ち止まった濃いグレーのスーツを着た男性が、口をつまむように拭くような仕草をして立ち去る映像です。このように見知らぬ第三者が目の前に立ち止まりさまざまな動作をして立ち去ることが毎日行われましたが、本映像に収められた仕草は、最も頻繁に行われた行為の1つです。
6 4	00:19:41	知人と食事中に現れた見知らぬ男性が口をつまむように拭くような仕草をしている映像です。
6 5	00:19:49	上記6 2の映像と同じ控訴人の住居付近の喫茶店内で撮影した映像です。ピンクのシャツにカーキのズボンを着た男性が映っていますが、この男性は当時控訴人が同店に入店した後に現れることが頻繁にあった男性です。本映像は同男性が口をつまむように拭くような仕草をしている映像です。
6 6	00:19:59	知人との待ち合わせ場所（駅改札前。）に現れた男性の映像です。白いシャツに黒いネクタイをした男性が、顔や頭を指でいじり、口をつまむように拭くような仕草をしている映像です。
6 7	00:20:07	上記6 6と同じ男性が6 6で説明した同様の仕草を再度している映像です。
6 8	00:20:14	駅のホームで、青いシャツに黒いズボンを着た男性が、控訴人の前に現れて立ちどまり、口をつまむように拭くような仕草をしている映像です。
6 9	00:20:18	控訴人の最寄り駅から出ている路線の電車車両内

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		<p>の映像です。目の前に座った白いシャツを着た男性が、何度か控訴人のほうを見ながら、指や手で顔をいじっている映像です。</p>
70	00:20:41	<p>解説文字です。「これも毎日執拗に続けられて気がつく行為ですが、携帯電話を意識させるような行為が集中的になされました。」と表示しています。</p>
71	00:20:47	<p>グレーの上着を着た女性が、歩行中の控訴人の目前に携帯電話を振り下ろす行為の映像です。撮影を開始する以前には、本映像よりもあからさまに、控訴人の頭の周囲で折りたたみ式の携帯電話をカチツカチツと開け閉めしたり携帯電話を目の前に突き出したりして目を合わせずに平然としている人物が毎日10人程度現れていました。</p>
72	00:20:50	<p>山手線に乗り込む際の映像です。控訴人が乗り込んだ後に、チェック柄のシャツを着た男性が控訴人の間の前に携帯電話を通過させている映像です。控訴人の乗り込もうとする車両の前には、携帯電話を手にした人物が何人も現れる事が毎日でした。このことは別映像でも示しますが、本映像でも上記男性のほかに2名の女性が携帯電話を胸の位置で持ったまま車内に乗り込んでいます。単に携帯電話を持っているだけでは気にはなりませんし偶然とも考えられますが、上記71の説明にあったような行為が頻繁かつ毎日続くこと、そして一時期のみ集中して行われることは、社会通念上、偶然ではありえません。</p>

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

7 3	00:21:00	控訴人の住居マンションのベランダから撮影した映像です。マンション前を通過するグレーの上着と黒いズボンを着た男性が、携帯電話を取り出して控訴人のほうを一瞥する映像です。この男性の行為自体は特に不自然とは言えませんが、控訴人がベランダの窓を開けて洗濯などしていると、普段は人通りの少ないマンション前に現れる人物が多くなり、車が何台も現れてクラクションを鳴らす、排気音の大きなバイクが現れてエンジンを何度もふかす等の行為が多くあり、中にはマンションの目の前に停車し、控訴人に向かって携帯電話をかざす仕草をする人物や、大雨のさなかでも傘もささずに携帯電話を控訴人に向けてかざしている人物なども現れました。
7 4	00:21:10	駅のホームで、控訴人が普段利用していた乗車口前の映像です。上記7 2の説明で述べたように、よく利用する乗車口前に、携帯電話を胸の位置に持っている男女が4名映っており、隣の乗車口（00:21:24～）には携帯電話を胸の位置に持っている人物のいないことが映っている映像です。
7 5	00:21:28	控訴人の最寄り駅から出ている路線の電車内、かつ、控訴人が普段乗車する位置からの映像です。座席一列及び控訴人の後ろに合計7人、携帯電話を手にした人物が並んで写っています。このような状態とは別に、特に電車内では、携帯電話を控訴人に向けてかざした複数の人物に囲まれることも多々ありました。

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

7 6	00:21:44	解説文字です。「外出先では、まとわりつくように人や車両が現れ、生活しづらいほどの状況でした。」と表示しています。
7 7	00:21:52	解説文字です。「一例として、本屋に行くと、」と表示しています。
7 8	00:21:57	控訴人が住居付近の本屋に訪れた際の入店直後の映像です。映像内で控訴人が、「月曜日の9時です。最初に撮っておきます。こんな感じですよ。」と話しています。
7 9	00:22:02	解説文字です。「そして4分後、控訴人の周囲にのみ人が集まります。」と表示しています。
8 0	00:22:07	上記78の映像の4分後の映像です。控訴人の周囲に6人の男性が集まってきている様子が映っています。
8 1	00:22:27	上記80の映像の直後の映像です。控訴人の居た場所にのみ、7人ほど集まっており、その他の場所には人がいない様子が映っています。映像内で控訴人が、「あそこが私の居たところですよ。で、他は、いないですよ。全然。」と話しています。
8 2	00:22:35	解説文字です。「一例として、郵便局（時間外受付）に入った時点」と表示しています。
8 3	00:22:40	控訴人の住居付近の荏原郵便局に入る時点からの映像です。時間外受付に向かうと、客が一人もいない状態が映っています。
8 4	00:22:52	解説文字です。「その2分後」と表示しています。

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

85	00:22:57	上記83の映像の2分後の映像です。誰もいなかった時間外受付に4人の人物が並んでいる映像です。控訴人が訪れる先には毎日、高級店などを除き、後からぞろぞろと人が現れるということが続いていました。このようにただ現れるだけの人々は控訴人と目を合わせたり会話に应答したりしないことが特徴です。また、飲食店の場合、そのような人々は騒ぎ出すことが多くあり、24号証には収めていませんが、そのような騒ぎを収めた映像・音声記録も別途多くあります。
86	00:23:01	控訴人の住居付近の荏原郵便局で、控訴人が窓口で並んでいる際の映像です。4人の男女が入り口から次々に現れ、本来並ぶ場所以外の場所に列を作り（「一列にお並びください」という表示の場所に控訴人が並んでいることも映しています。00:23:25。）、受付に進み出る様子が映っています。また、控訴人が「すいません、こっちに並んでいたんですけど。」と声をかけても一向に意に介さない様子が映っています。
87	00:24:23	解説文字です。「一例として、雑貨店入店時のレジ」と表示しています。
88	00:24:28	雑貨店のレジ前の映像です。清算をしている客が2名程映っていますが、並んでいる客はいません。
89	00:24:38	解説文字です。「その8分後控訴人の清算時」と表示しています。
90	00:24:43	上記88の映像と同じレジの8分後、控訴人が品物を選び清算に向かうと、20人ほどの待ち行列が出来

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		<p>ている様子の映像です。また、3人ほど、最後尾に向かう控訴人の目の前を通り過ぎる人物や目の前で頭を掻く人物も映っています。頻度が低ければ単なる偶然ですが、高級店などを除き、平成17年1月から一時期のみ、訪れる先々で毎日行われたこのような人々の行動は偶然では説明できません。</p>
9 1	00:24:56	<p>控訴人がコンビニエンスストアを訪れた際の映像です。白いシャツと黒いズボンを着た男性が控訴人の前でふらふらしており、控訴人がレジに向かおうとすると、同男性が同男性の後ろにあった品物を無造作につかみ、レジに向かっていく様子が映っています。</p> <p>解説文字として「このように現れる人々は無造作に商品を選び、控訴人の目の前に並ぶことが非常に多い。」と表示しています。</p>
9 2	00:25:18	<p>解説文字です。「一例として、喫茶店に入った時点」と表示しています。</p>
9 3	00:25:23	<p>喫茶店を訪れた際の映像です。控訴人の周囲のテーブルには客が全くいない様子が映っています。</p>
9 4	00:25:30	<p>解説文字です。「その後」と表示しています。</p>
9 5	00:25:31	<p>上記9 3の映像のその後の映像です。9 3の映像では周囲に客はいませんでした。本映像では、周囲のテーブルが満席になっている様子が映っています。単に店が混むことは構いませんし、偶然である要素も否認できませんが、このような混雑が毎日時間を問わず、高級店を除き起こるといふ偶然はありえません。また、</p>

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		これは他の映像でもそうですが、このように続々と現れる人々は、何らかのグループといった、同時に現れてもおかしくないような人々ではありません。
96	00:25:35	解説文字です。「一例として、パン屋さんに行くと人が増え始めたので写真一枚」と表示しています。
97	00:25:42	パン屋を訪れた際の写真です。奥側がパンの並んでいる売り場、手前側がレジになります。当初は奥にも手前にも人はまばらでしたが、控訴人がパンを選び出すと人が増え始めたので撮影した写真です。
98	00:25:45	解説文字です。「そして4分後」と表示しています。
99	00:25:46	上記97の写真を撮ってから4分後の同じ場所の写真です。写真のアングルの中にだけでも10人程度の人々がレジに並んでいる様子が写されています。このように人々が現れ、控訴人が商品を選ぼうとすると控訴人と商品の間割り込んで、なかなか立ち去ろうとしない行動をすることが毎日ありました。
100	00:25:50	解説文字です。「頻度が低ければ偶然で済みますが、これがほぼ毎回の外食時・買い物時に行われました。」と表示しています。
101	00:25:59	控訴人の住居付近の荏原郵便局を訪れた際の映像です。当時訪れる場所には見知らぬ第三者がぞろぞろと現れていたため、撮影しようとカメラを置いたまま窓口に向かったところ、横から現れた見知らぬ女性がカメラを倒し、控訴人が立てかけておいた傘を蹴飛ばし、平然としている映像です。傘を蹴飛ばした様子は

		<p>映っていませんが、カメラが倒れた後に傘を蹴飛ばした際の音が記録されています。</p> <p>解説文字として「なかには、カメラを倒し、傘を倒し、平然としている人物さえ現れました。」と表示しています。</p>
102	00:26:27	<p>解説文字です。「進路を邪魔するような行動をする人や車両が毎日頻繁に現れました。」と表示しています（同旨は上記47も参照願います。）。</p>
103	00:26:34	<p>控訴人が住居付近を歩いている際の映像です。タクシーが控訴人すれすれの位置を通り控訴人の目前に停車する様子が映っています。このように危ない運転をしたり挑発したりするような運転、または進路を邪魔するように停車をする車両が毎日現れていました。映像中で控訴人が、「またブロックタクシーです。」と平然と言っているのは、そのような異常な日常を背景として出た言葉です。</p>
104	00:26:45	<p>控訴人が住居付近を歩いている際の映像です。タクシーが控訴人に向かうようにハンドルを切って控訴人にまわりつくように止まり、その後また向かっていった方向に走り去る映像です。偶然曲がる道を間違えたようにも見えますが、通常、このような運転を歩行者すれすれに行うようなことは無く、歩行者が通り過ぎてから行うのが通常ですし、他にも、十字路前であることを利用し執拗なパッシングやクラクションを浴びせるなどの行為も行われていましたので、その頻</p>

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		度及び行為様態から、偶然を装った行為であると考えられます。尚、本映像に映っているタクシー会社は上記 103 の映像に移っているタクシー会社と同じであり、このタクシー会社の車両によって、同様の行為が数多く行われました。
105	00:26:53	控訴人が車を運転し、駐車場から出る際の映像です。控訴人の車の進行方向右側（右曲がり車線。）に止まっていたタクシーが突然ウインカーを出して控訴人の車両の前に出、車線をまたいだ左側（左曲がり及び直進車線。）に移動する様子が映っています。このように目の前を横切る行為は、控訴人が車を運転する際には毎回頻繁に行われていました。
106	00:27:00	控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。
107	00:27:04	上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所（控訴人の駐車場に近づいていることとなります。）での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。
108	00:27:10	上記 107 の撮影場所からさらに 50M 程進んだ場所

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		<p>（控訴人の駐車場にさらに近づいていることとなります。）での映像です。控訴人が右折した後、自転車に乗った男性が道路の中央に停まっている映像です。控訴人の車両が同男性の前で停まると、同男性が何事も無かったかのように自転車に乗り立ち去る様子が映っています。</p>
109	00:27:36	<p>解説文字です。「駐車場から出られないことも多々ありました。」と表示しています。</p>
110	00:27:41	<p>控訴人の借りていた月極駐車場での映像です。はじめに映っているシルバーの車両が控訴人の車両で、駐車場出口を塞ぐように濃いグレーの車両が止められている様子が映っています。出口を塞いでいる車両はエンジンが止められており、運転手や関係者も見当たりません。駐車場出口であることが明らかな場所に車両を放置することは1回だけでも迷惑な行為ですが、平成17年1月以降は何度も別々の車両によって出口が塞がれていることがあり、控訴人はこれを撮影するようにしました。</p>
111	00:27:47	<p>解説文字です。「次に、控訴人の知人の車の隣に斜めに駐車された車の映像です。」と表示しています。</p>
112	00:27:55	<p>知人と飲食店を訪れ、帰る際、駐車場での映像です。右側の車が知人の車ですが、その左隣に斜めに駐車し、知人の車の駐車スペースまではみ出している車両が映っています。そのため、知人の車が出にくくなっています。控訴審準備書面（2）では、知人等という</p>

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		際には訴外生活妨害行為等を行われないと述べましたが、この知人は、控訴人と同様に生活妨害行為等を受けている旨、控訴人に知らせてきた人物です。
113	00:28:09	解説文字です。「頻度が低ければ偶然で片付けますが、迷惑な人物や車両は、毎日現れていました。」と表示しています。
114	00:28:17	解説文字です。「車のハイビームやフォグランプなどで眩しい光を演出する行為が集中的に行われました。」と表示しています。
115	00:28:25	解説文字です。「はじめに比較のため通常のヘッドライトの映像です。」と表示しています。
116	00:28:29	控訴人の車両内で撮影した映像です。ルームミラーに移る後続車のヘッドライトの様子を写していますが、眩しいと感じるような明るさではないことが確認できます。
117	00:28:35	上記 116 と同趣旨の映像です。徐々に距離が変わっても、眩しいと感じるような明るさではないことが確認できます。
118	00:28:43	上記 116 と同趣旨の映像です。
119	00:28:50	解説文字です。「次に集中的に行われた行為の映像です。」と表示しています。
120	00:28:55	上記 116 と同じく控訴人の運転する車両内のルームミラーを撮影した映像です。上記 116 から 118 の映像と違い、後続車のヘッドライトによる眩しい光が記録されています。ハイビームまたはハイビームとフォ

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

		グランプを合わせたものと考えられます。
121	00:29:03	控訴人の運転する車両のドアミラーを撮影した映像です。上記 116 から 118 の映像と違い、後続車のヘッドライトによる眩しい光が記録されています。ハイビームによるものと考えられます。同時期には、後続車がルームミラーまたはドアミラーをハイビームまたはフォグランプで照らす行為が集中的になされました。映像中で控訴人が「わざわざ寄せてやっているんです。」と発言しているように、後続車からすれば、自身の車のヘッドライトが前の車のミラーに当たっているかどうかは確認できますから、このような行為が一時期にだけ集中的かつ頻繁に毎日行われたという事実は偶然ではありえず、少なくともその中の多くの行為者の故意が考えられます。
122	00:29:12	上記 116 等と同じく控訴人の運転する車両内のルームミラーを撮影した映像です。直後の後続車のヘッドライトと同車を 1 台挟んだ後続車のヘッドライトがルームミラーに映っており、前者のヘッドライトは上記 116 から 118 の映像のように眩しくは無く、後者のヘッドライトが異様に眩しいことが確認できます。映像中で控訴人が、「真後ろの車より、その後ろの車のほうが眩しいのがわかりますかね。」と話しています。
123	00:29:22	上記 120 と同趣旨の映像です。
124	00:29:30	上記 121 と同趣旨の映像です。

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

125	00:29:34	上記 121 と同趣旨の映像です。
126	00:29:45	上記 120 と同趣旨の映像です。
127	00:29:59	上記 121 と同趣旨の映像です。
128	00:30:03	ハイビームやフォグランプによる眩しい光の演出は、対向車によっても行われました。多くの場合、本映像のように、対向車線側の右折車線に停まっている車によって行われました。
129	00:30:06	上記 128 と同趣旨の映像です。対向車線側の右折車線に停まっている車の、先頭の車はロービームでまぶしくありませんが、2台目の車がハイビーム及びフォグランプを点灯させていて、先頭の車に比べ異様に眩しい様子が映っています。 尚、上記 120 以降の映像は全て、控訴人が毎回の運転時に通る道で行われています。
130	00:30:14	上記 120 と同趣旨の映像ですが、このような行為は夕方まだ明るいうちからも行われていました。
131	00:30:24	上記 120 と同趣旨の映像です。
132	00:30:39	上記 120 と同趣旨の映像です。
133	00:30:42	控訴人の住居付近のコンビニエンスストア駐車場で映像です。控訴人は控訴人所有の車両内から撮影していますが、控訴人の方向にライトを照らして停まっている白い車が映っています。このような行為は別々の車両によって毎晩行われていました。
134	00:30:55	飲食店の駐車場から控訴人が車で出ようとする際の映像です。控訴人が向かった先には、これまでに示

		<p>したように人だけではなく多くの車両が現れ、夜間の場合にはハイビームまたはハイビームとフォグランプを合わせた眩しい光の演出が毎回行われていました。また、本映像のように、控訴人が車を出すタイミングで数台の車両が現れ、控訴人が駐車場からなかなか出られないということが多くあり、いくつかの映像が残っています。例えば、他のスペースが開いているにもかかわらず控訴人の車両の目の前のスペースに入ろうとして何度も切り返し、前に出たり後ろに下がったりと繰り返す車や、出口を塞ぐ形で立ち往生する車両などが頻繁に現れていました。</p>
135	00:31:02	<p>解説文字です。2 映像にわたり、「頻度が低ければ偶然と言えますが、ハイビームやフォグランプによる目眩ましは歩行時・運転時を問わず毎回の夜間外出時執拗に行われていました。」と表示しています。</p>
136	00:31:15	<p>解説文字です。4 映像にわたり、「控訴人の訴えていた生活妨害等の記録はまだまだあり、以上のような行為は一日たりとも止むことなく続けられました。本控訴審で重要な点は、被控訴人らがいっさい記録の確認を行わずに、性急に本件ら致及び即日の本件強制入院の強行に及び、その後も確認を行っていないという事実です。」と表示しています。</p>
137	00:31:36	<p>解説文字です。4 映像にわたり、「以上」と表示しています。甲 24 号証で示す映像・音声等は以上です。</p>

以 上